

新公審査答申（個）第66号
令和6年1月17日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和元年12月26日付け、新行経第481号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が令和元年7月1日付け新病管第866号の2により行った開示決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和元年6月17日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、新潟市民病院は6月12日の管理者名の文書で「市長の手紙」以外の方法により寄せられる同一案件、同一趣旨の内容については、これ以上回答しないことをお伝えさせていただいておりますとしているがこれを示すもの（以下「本件請求文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和元年7月1日、実施機関は、平成30年10月17日付け広聴相談課長と実施機関との連名の文書（以下「本件対象文書」という。）の全部を開示する決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年7月10日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和元年12月26日、新潟市長は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

なお、審査請求人は、下記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

求めた内容は病状説明ができたはずなのに、開示された内容は、病状説明ができたことについてはふれていず、別の内容を開示している。求めている内容を開示してほしい。「同一案件」とは何か「同一趣旨」とは何かを示して、理解を求めなければならない。弁明書には、「審査請求書には「病状説明ができたこと」の開示を求めるような記載があるが、開示請求書に記載された内容とことなる。」と記載されているが、まさにこれが開示請求に係ることである。「これ」以上のこれは何を示しているのか、開示すべき。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

個人情報開示請求書の「これを示すもの」という記載が指す範囲はどこかが問題となるが、「これ」とは直近のものを指す指示語であることから、直前の「これ以上回答しないことをお伝え」したことを指すと読むのが妥当であると考え。そして、平成30年10月17日付の文書では、広聴相談課長から「市長等から回答した後、同一人物から同一趣旨の手紙が繰り返し寄せられたものに対しては、回答しないこと」をお伝えし、また、実施機関から「同一趣旨、同一案件のお手紙に対してはこれ以上お返事しないこと」及び「市長への手紙」以外の方法により寄せられるご質問に関しても同様に、これまでと同一案件、同一趣旨の内容については、これ以上回答しないこと」をお伝えしている。よって、本件決定は妥当であると考え。なお、審査請求書には「病状説明ができたこと」の開示を求めるような記載があるが、開示請求書に記載された内容と異なる。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求に対し、実施機関が本件対象文書の全部を開示決定したものの、審査請求人は、求めている内容と異なるとして、本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、実施機関が行った本件決定の妥当性の検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

(1) 当審査会が実施機関に対し、本件対象文書の特定について説明を求めたところ以下のよう説明する。

開示請求書に、「これを示すもの」という記載があり、「これ」が「同一案件、

同一趣旨の内容についてこれ以上回答しないことをお伝えしたもの」を指すことから、指す範囲はどこかが問題となるが、「これ」とは直近のものをさす指示語であることから、直前の「これ以上回答しないことをお伝え」したことを指すと読むのが妥当であるため、本件対象文書を特定し開示した。

(2) 審査請求人は、審査請求書にて「病状説明ができたこと」の開示を求めるような記載をしているが、開示請求書に記載された内容とは異なるものである。

(3) また、本件対象文書は、これをもって最終回答となるため、これ以上の回答する内容はないという意味で、改めて詳しく回答したとのことであった。

(4) そこで、当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件請求文書に記載のある「市長への手紙」以外の方法により寄せられるご質問に関しても同様に、これまでと同一案件、同一趣旨の内容については、これ以上回答しないことについて実施機関名で発出していることが確認できた。

念のため、審査請求人の主張する「病状説明ができたこと」についても確認したところ、別紙市長への手紙への回答のご回答欄に説明できなかつた理由について記載があることが確認できた。

(5) 上記(1)から(4)を踏まえると、本件請求文書に記載された内容を確認することができることから、実施機関が行った本件決定は妥当である。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和 元年 12月26日	実施機関の諮問書を受理
令和 5年 11月 9日	審査会開催（第1回）
令和 5年 12月 4日	審査会開催（第2回）
令和 6年 1月11日	審査会開催（第3回）

(第2部会)

委員 野口祐郁、 委員 今本啓介、 委員 藤瀬竜子